

# 市原市スポーツ競技大会優秀選手・団体褒賞金交付要綱

令和2年4月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市原市スポーツ振興基金条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、市原市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を財源として、本市にゆかりのある選手の国際大会等での活躍を褒賞することにより、市民に夢と希望を与え、本市への誇りと愛着を醸成することを目的に、スポーツ競技大会で優秀な成績を納めた選手・団体に対し市原市スポーツ競技大会優秀選手・団体褒賞金（以下「褒賞金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(褒賞金対象者)

第2条 褒賞金の交付対象となる者は、別表1のいずれかの大会で上位3位以内の成績を納めた選手・団体のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、プロ契約を結んでいる選手は除く。

- (1) 市原市内在住の選手
- (2) 市原市内在勤の選手
- (3) 市原市内を主な活動拠点とする選手・団体
- (4) その他特に市長が必要と認める選手・団体

(褒賞金の額)

第3条 褒賞金の額は、別表2に定める額とする。ただし、褒賞金の交付は個人・団体共に、毎年2月1日から翌年1月末日までの間に1回のみとする。

(褒賞金の交付申請)

第4条 褒賞金の交付を申請する者は、別記第1号様式に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 褒賞金の交付の申請は、大会の開催日から直近の1月末日までに行わなければならない。

(褒賞金の交付)

第5条 市長は、褒賞金の交付申請・請求があったときは、申請にかかる書類等を審査し、適当と認めたときは、褒賞金を交付できる。

(補則)

第6条 この要綱に定めることのほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年3月27日)

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。(令和2年4月14日)

## 別表 1

## 褒賞金交付対象大会

大会	備考
オリンピック・パラリンピック大会	開催地は問わない
国際大会	国際オリンピック委員会 (IOC) 若しくは国際パラリンピック委員会 (IPC) が主催又は国際オリンピック委員会 (IOC) 若しくは国際パラリンピック委員会 (IPC) が承認する国際競技連盟が主催する大会に限る 開催地は問わない
アジア大会	アジアオリンピック評議会 (OCA) が主催するアジア競技大会またはアジアパラリンピック委員会 (APC) が主催するアジアパラ競技大会に限る 開催地は問わない

## 別表 2

## 褒賞金の額

大会	順位	個人	団体
オリンピック・パラリンピック大会	優勝	200,000 円	300,000 円
	準優勝	150,000 円	200,000 円
	3 位	100,000 円	150,000 円
国際大会	優勝	100,000 円	150,000 円
	準優勝	70,000 円	100,000 円
	3 位	50,000 円	70,000 円
アジア大会	優勝	100,000 円	150,000 円
	準優勝	70,000 円	100,000 円
	3 位	50,000 円	70,000 円

別記第1号様式

市原市スポーツ競技大会優秀選手・団体褒賞金交付申請書・請求書

年 月 日

市原市長

住所（所在地）

氏名

（団体名および代表者名）

㊟

電話番号

メールアドレス

市原市スポーツ競技大会優秀選手・団体褒賞金の交付を受けたいので、次のとおり提出します。

記

1 入賞した大会

大会名称	
主催者	
開催日程	
成績	
褒賞金額	金 円

2 褒賞金振込先

ふりがな											
口座名義人											
金融機関名			店舗名				口座種目				
銀行 金庫 組合			本店 支店 出張所				1. 当座 2. 普通				
金融機関コード			店舗コード			口座番号					

広報紙、ウェブサイトなどでの公表を許可します。（氏名・大会名のみ）

添付書類について（この用紙は提出不要です）

以下の書類を添付して、ご提出ください。

要項などの大会の内容が分かる書類

市内在住、在勤、または市内に活動拠点があることが分かる書類  
（運転免許証、社員証などの写し）

郵送の際は右下の住所を切り取ってご利用ください。

問合先

市原市スポーツ振興課

TEL : 0436-23-9851

Mail : [sposhin@city.ichiahra.lg.jp](mailto:sposhin@city.ichiahra.lg.jp)

〒290-8501

市原市役所スポーツ振興課

市原市トップアスリート支援事業担当者 行